

令和4年 第2回豊後大野市農業委員会議事録

1. 日 時 令和4年2月15日（火）午後2時00分～午後3時24分
2. 場 所 豊後大野市役所本庁舎 4階 正庁ホール
3. 出席委員数 13 名
4. 欠席委員数 2 名

会長	15 番	衛藤 英教	出						
委員	1 番	三代 忠佑	出	6 番	渡邊 丸美	出	11 番	廣瀬 英雄	出
	2 番	麻生祐三子	欠	7 番	衛藤 講治	出	12 番	三宮 憲治	出
	3 番	後藤 綾子	出	8 番	小野伊八郎	出	13 番	後藤 茂廣	出
	4 番	木村滋一朗	出	9 番	久保田直宏	出	14 番	工藤 妙子	欠
	5 番	小野不二夫	出	10 番	工藤 幸市	出			

5. 議事録署名委員の指名

1 番 三代 忠佑 3 番 後藤 綾子

6. 農業委員会事務局 職員等

事務局長 足立 崇
 係 長 藤田 美智
 係 員 阿南 光典 工藤 俊夫

7. 議事日程

- (1) 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条1項の規定に基づく、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画(一括方式)の決定について
- (2) 議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく、農用地利用配分計画(案)について
- (3) 議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (4) 議案第9号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (5) 議案第10号 現況証明(非農地証明)について
- (6) 議案第11号 空き家に付随した農地の指定について

8. 会議の概要

事務局 会長に報告いたします。本日の出席委員は13名です。過半数を超えた委員が出席されており、豊後大野市農業委員会会議規則第10条の規定により、会議は成立します。

それでは、これからの進行を豊後大野市農業委員会会議規則第6条第1項の規定により、会長にお願いいたします。

(1) 開 会

議長 みなさん、おはようございます。本日はお忙しい中に多くの方のご出席をいただきまして感謝を申し上げます。(以下省略)

皆様方には最後まで慎重審議のうえ、ご決定をお願いしたいと思います。本日はどうぞ最後までよろしくお願いします。

それでは、先ほどの事務局長報告のとおり、本日の出席委員は13名であります。

開会に当たり、ここで委員皆さんにお願いをいたします。定例総会での発言の際は、挙手をし、議長から指名があった後に、議席番号と氏名を告げてから発言をお願いします。

また、その発言につきましては、議事録に記録されることとなりますので、簡潔かつ明瞭をお願いします。なお、携帯電話をお持ちの方はマナーモードにしてください。

それでは、ただいまから令和4年第2回豊後大野市農業委員会を開会いたします。

(とき：午後2時3分)

(2) 議事録署名委員の指名

議長 日程2の議事録署名委員の指名ですが、会議規則第20条第2項の規定により、議長から指名します。1番 三代忠佑 委員、3番 後藤綾子 委員をお願いします。

(3) 報告事項

議長 日程3の報告事項に入ります。

まず、会長報告及び各種報告であります。令和4年第1回定例総会から本日の令和4年第2回定例総会までの経過につきまして、別紙の資料1にまとめております。まずは、資料1をご覧ください。その中から、※のついた1点について、下段に会長報告をまとめていますので、ご報告いたします。(資料1を朗読)

私からの報告は、以上です。

議長 続いて、「報告第3号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」事務局の説明を求めます。

事務局 事務局の藤田です。それでは、事前に配布しています議案書の1ページをご覧ください。「報告3号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」(議案書のとおり番号1番から番号7番までの7案件について朗読) 以上です。

議長 説明報告が終わりました。この件に関し、質問があれば受けます。

委員 [ありません]の声あり

議長 質問が無いようでありますので、次に進みます。続いて、「報告第4号 農地所有適格法人の要件審査について」事務局の説明を求めます。

事務局 議案書の2ページをご覧ください。1月17日開催の第9回農地委員会での審査結果の報告になります。

「報告 4 号 農地所有適格法人の要件審査について」
(議案書のとおり番号 1 番及び番号 2 番の 2 案件について朗読) 以上です。

議長 説明報告が終わりました。この件に関し、質問があれば受けます。

委員 [ありません]の声あり

議長 質問が無いようですので、次に進みます。

(4) 議事

議長 これより、日程 4 の議事に入ります。

まず、「議案第 6 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画(一括方式)の決定について」を議題とします。
それでは提出者の説明を求めます。

農業振興課 農業振興課農政企画係の大野と申します。よろしくお願いいたします。それではご説明申し上げます。別冊議案書の 1 ページをご覧ください。農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画(一括方式)を別紙のとおり策定するために、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農業委員会の決定を求める。令和 4 年 2 月 15 日提出 豊後大野市長 川野文敏(議案書に基づいて令和 4 年 2 月 16 日公告予定分を朗読)
以上です。

議長 提出者である農業振興課の説明が終わりました。
ここで、議案第 6 号の案件につきましては、15 番委員の私が関係していることから、農業委員会会議規則に基づき、退席をします。これからの進行につきましては、13 番後藤茂廣委員にお願いします。

13 番委員 この件につきましては、事前に計画書案をご提示しておりましたので、これより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声あり

13 番委員 質疑が無いようでありますので、質疑を打ち切り採決します。議案第 6 号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局 挙手全員です。

13 番委員 挙手全員により、「議案第 6 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画(一括方式)の決定について」は原案のとおり決定されました。

13 番委員 15 番委員の入室を認めます。

議長 次に、「議案第 7 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づく、農用地利用配分計画（案）について」を議題とします。
それでは、提出者の説明を求めます。

農業振興課 別冊議案書の 15 ページをご覧ください。今回、中間管理機構の貸借地にて配分替えが生じたので、一括方式とは別に議案として第 7 号議案を提出しています。
それでは、農用地利用配分計画（案）を別紙のとおり策定するために、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、農業委員会の意見を求める。令和 4 年 2 月 15 日提出 豊後大野市長 川野文敏（議案書に基づいて農地利用配分計画（案）を朗読）

議長 提出者である農業振興課の説明が終わりました。
ここで、議案第 7 号の案件につきましては意見を求められております。事前に計画書案をご提示しておりましたので、議案第 7 号についてこれより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声あり

議長 質疑が無いようでありますので、質疑を打ち切り採決します。議案第 7 号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局 挙手全員です。

議長 挙手全員により、「議案第 7 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づく、農用地利用配分計画（案）について」は原案のとおり「問題ない」といたします。

議長 ここで、休憩いたします。農業振興課の職員の方は退席をしてください。ありがとうございました。
（とき、午後 2 時 27 分）

議長 それでは、再開します。
（とき、午後 2 時 28 分）

議長 次に「議案第 8 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局 それでは説明します。事前に配布しています議案書の 3 ページをご覧ください。
「議案第 8 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」
（議案書のとおり、番号 1 番から番号 9 番までの 9 案件について朗読）

議長 事務局の説明が終わりました。それでは、番号 1 番から番号 9 番までの 9 案件について、

地区審査会の報告を求めます。まず、番号1番及び番号3番の2案件を3番 後藤綾子 委員にお願いいたします。

3番委員

三重の後藤綾子です。2月7日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。番号1番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●さん・●●●●さんから、譲受人 ●●●●さんへの売買による所有権移転についてであります。申請地の内579番は、耕作上利便性が良くなることから、10年以上譲受人が管理してきた農地でした。また、2977番は譲渡人が高齢になり規模縮小したいと考えた時に、隣接地を譲受人が所有していました。譲渡人それぞれから譲受人に相談したところ、売買で話がまとまり、申請を行ったものです。譲受人の権利取得後の経営面積は、1,032アールとなり、下限面積の30アールを超えています。また、不許可要件の7項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。

次に、番号2番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●さんから、譲受人 ●●●●さんへの贈与による所有権移転についてであります。譲渡人は県外在住で農地の管理が困難なため、これまで第三者に申請地の管理をお願いしてきました。今回、農地以外の土地と併せて、もらってくれる方を探していたところ、知人に譲受人を紹介され、譲受人も自身の経営地に近く利便性が良いことから、贈与する事で話がまとまり、申請を行ったものです。譲受人の権利取得後の経営面積は、93アールとなり、下限面積の30アールを超えています。また、不許可要件の7項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。

以上、報告します。

議長

次に、番号3番及び番号4番の2案件を、10番 工藤幸市 委員にお願いいたします。

10番委員

三重の工藤幸市です。2月7日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。番号3番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●さんから、譲受人 ●●●●さんへの売買による所有権移転についてであります。譲受人は空き家バンク制度を利用し、譲渡人所有の居宅を購入します。譲渡人は市外在住で高齢のため農地の管理が困難であり、空き家に付随した農地の指定申請をし、令和3年中の定例総会において承認されました。申請地は、譲受人が購入する居宅に隣接する農地等で、利便性が良いことから、売買で話がまとまり、今回申請を行ったものです。譲受人の権利取得後の経営面積は、3アールとなり、指定農地の下限面積を超えています。また、不許可要件の7項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。

次に、番号4番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●さんから、譲受人 ●●●●さんへの贈与による所有権移転についてであります。譲渡人は高齢で県外在住のため、平成28年から申請地の近くに住む譲受人に管理をお願いしてきました。今回、譲受人から正式に譲ってくれないかと相談したところ、譲渡人も戻ってくる予定もないため、贈与で話がまとまり、申請を行ったものです。譲受人の権利取得後の経営面積は、97アールとなり、下限面積の30アールを超えています。また、不許可要件の7項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。

以上、報告します。

議長

次に、番号5番及び番号6番の2案件を、6番 渡邊丸美 委員にお願いいたします。

6 番委員 緒方の渡邊丸美です。2月4日に行いました緒方地区審査会の審査結果を報告いたします。番号5番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●さんから、譲受人 ●●●●さんへの売買による所有権移転についてであります。譲受人は、空き家バンク制度を利用し、譲渡人所有の居宅を購入しました。譲渡人は、市外在住のため農地の管理が困難であり、空き家に付随した農地の指定申請をし、令和2年6月定例総会において承認されました。申請地は、譲受人が購入した居宅に隣接する農地で、利便性が良いことから、売買で話がまとまり、今回申請を行ったものです。譲受人の権利取得後の経営面積は、1アールとなり、指定農地の下限面積を超えています。また、不許可要件の7項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。

次に、番号6番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●さんから、譲受人 ●●●●さんへの売買による所有権移転についてであります。譲渡人は、高齢となり後継者もないため、知人である譲受人に相談しました。譲受人は、申請地近接地で経営地はありませんが、条件の良い農地であったことから、売買することで話がまとまり、申請を行ったものです。譲受人の権利取得後の経営面積は、177アールとなり、下限面積の30アールを超えています。また、不許可要件の7項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。

以上、報告します。

議長 次に、番号7番の1案件を、8番 小野伊八郎 委員にお願いいたします。

8 番委員 朝地の小野伊八郎です。2月7日に行いました朝地地区審査会の審査結果を報告いたします。番号7番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●さん外2名から、譲受人 ●●●●さんへの売買による所有権移転についてであります。譲受人は、将来的に農業をしながら暮らしていきたいと考え農地を探していたところ、知人の紹介で申請地を見つけました。譲渡人に相談したところ、譲渡人のうち、●●●●さんは高齢となり農地の整理をしたいと考え、●●●●さんは、市外在住で農地の管理に苦慮していたこと、●●●●さんは、県外在住で農地の管理に苦慮していたことから、それぞれ売買で話がまとまったため、申請を行ったものです。譲受人の権利取得後の経営面積は、176アールとなり、下限面積の30アールを超えています。また、不許可要件の7項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。

以上、報告します。

議長 次に、番号8番及び番号9番の2案件を、15番 私の方から報告します。

議長 大野の衛藤英教です。2月4日に行いました大野地区審査会の審査結果を報告いたします。番号8番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●さんから、譲受人 ●●●●さんへの売買による所有権移転についてであります。譲渡人は、大野町から三重町へ転居したことにより、農地の管理が出来なくなりました。今回、譲受人に申請地を譲り渡したいと相談したところ、売買で話がまとまり申請を行ったものです。譲受人の権利取得後の経営面積は、343アールとなり、下限面積の30アールを超えています。また、不許可要件の7項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。

次に、番号9番の案件についてですが、貸人 ●●●●さんから、借人 ●●●●さんへ

の賃貸借による権利設定についてであります。貸人は県外に居住しており、これまで申請地の管理を近隣者にお願いしてきました。今回、管理者が亡くなり農地を戻されたことから、農地利用最適化推進委員に相談したところ、借人を紹介され、借人も自宅に近く利便性も良いことから、賃貸借で話がまとまり申請を行ったものです。借人の権利取得後の経営面積は、61 アールとなり、下限面積の 30 アールを超えています。また、不許可要件の 7 項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。

以上、報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第 8 号の番号 1 番から番号 9 番までの 9 案件について、これより質疑を許可します。

3 番委員 3 番の後藤です。番号 7 番の案件についてですが、譲受人の方が会社役員となっていますが、その職業をお伺いしていいですか？

事務局 番号 7 番の案件についてですが、譲受人の職業は、大分市の方で有限会社●●●●を経営されています。

3 番委員 分かりました。

議長 他に質疑はありますか？

委員 [ありません]の声あり

議長 無いようですので、質疑を打ち切ります。審査報告は、議案第 8 号の番号 1 番から番号 9 番までの 9 案件については、「許可基準の不許可に該当するものはない」との報告であります。

これから採決します。議案第 8 号の番号 1 番から番号 9 番までの 9 案件について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局 挙手全員です。

議長 挙手全員により「議案第 8 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」の番号 1 番から番号 9 番までの 9 案件については、原案のとおり許可することに決定されました。

議長 次に、「議案第 9 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局 それでは説明します、事前に配布しています議案書の 4 ページをご覧ください。
「議案第 39 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」
(議案書のとおり、番号 1 番の 1 案件について朗読)

議長 事務局の説明が終わりました。ここで、番号 1 番の 1 案件について、地区審査会の報告

を求めます。それでは、番号1番の1案件を9番 久保田直宏 委員にお願いいたします。

9番委員 三重の久保田直宏です。2月7日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。番号1番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●さんから、譲受人 ●●●●さんへの所有権の移転を伴う、農地の転用の件についてであります。譲受人は現在、町内の実家で同居していますが、子の成長に伴い住宅の新築を計画しました。子どもが体調を崩しやすいため、病院の近くで候補地を探していたところ、申請地を見つけ、譲渡人と相談した結果、譲渡人も市外在住で農業を営んでいなかったため、売買で話がまとまり、申請を行ったものです。審査の結果、許可基準の農地区分は第1種農地に該当し、許可基準の11項目において不許可要件に該当するものはなく、第2の1の(1)のイの(イ)のcの(e)の住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるため許可できるものに該当すると認められ、問題ないと認められました。

以上、報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第9号の番号1番の1案件について、これより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声あり

議長 無いようですので、質疑を打ち切ります。審査報告は、議案第9号の番号1番の1案件については、「許可基準の不許可に該当するものはない」との報告であります。

これから採決します。議案第9号の番号1番の1案件について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局 挙手全員です。

議長 挙手全員により「議案第9号 農地法第5条の規定による許可申請について」の番号1番の1案件については、原案のとおり許可することに決定されました。

議長 次に、「議案第10号 現況証明（非農地証明）について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局 それでは説明します、事前に配布しています議案書の5ページをご覧ください。

「議案第10号 現況証明（非農地証明）について」

（議案書のとおり、番号1番から番号11番までの11案件について朗読）

議長 事務局の説明が終わりました。ここで、番号1番から番号11番までの11案件について、地区審査会の報告を求めます。それでは、番号1番から番号3番までの3案件を9番 久保田直宏 委員にお願いいたします。

9番委員 三重の久保田直宏です。2月7日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。番号1番及び2番の2案件については、関連がありますので一括して報告させてい

たきます。1 番の案件については、所有者 故) ●●●● 相続人 ●●●●さんの、2 番の案件については、所有者 ●●●●さんの、それぞれ現況証明願いについてであります。1 番の案件については、亡夫が農地法第 4 条許可を取得せずに転用を行った土地で、2 番の案件については亡夫が脳梗塞を患い畑作ができなくなったため、農地法第 4 条許可を取得せずに転用を行った土地で、それぞれ植林後 20 年以上経過しており、現況は山林となっているため申請したものです。判断基準は、既に植林されている土地、建築物等が設置されている土地、道路敷として既に利用されている土地のいずれかに該当し、個別基準の要件を満たすものに該当します。周囲への影響については、周囲に耕作中の農地もありますが、境から離して植林しており、周囲への影響は認められません。調査の結果、地区審査会の意見としましては、現況証明して問題ないと認められるとなりました。

次に、番号 3 番の案件については、所有者 ●●●●さんの非農地証明願いについてであります。申請地は農地を管理していた母が亡くなり、農地の管理ができなかったため耕作を放棄し、今後も耕作再開の見込みはないため申請したものです。判断基準は、遊休農地のうち、「農地法の運用について」第 4 の（4）に基づき、農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当しないと判断されるものに該当します。調査の結果、地区審査会の意見としましては、非農地と判断して問題ないと認められるとなりました。

以上、報告します。

議長 次に、番号 4 番及び番号 5 番の 2 案件を、12 番 三宮憲治 委員にお願いいたします。

12 番委員 緒方の三宮憲治です。2 月 4 日に行いました緒方地区審査会の審査結果を報告いたします。番号 4 番の案件については、所有者 ●●●●さんの非農地証明願いについてであります。申請地は、亡父が市外へ転出したことから、管理が出来なくなったため耕作放棄し、今後も耕作再開の見込みはないため申請したものです。判断基準は、遊休農地のうち、「農地法の運用について」第 4 の（4）に基づき、農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当しないと判断されるものに該当します。調査の結果、地区審査会の意見としましては、非農地と判断して問題ないと認められるとなりました。

次に、番号 5 番の案件については、所有者 ●●●●さんの現況証明願いについてであります。申請地は、亡父が農地法第 4 条許可を取得せずに転用を行った土地ですが、植林後 20 年以上経過しており、現況は山林となっているため申請したものです。判断基準は、既に植林されている土地、建築物等が設置されている土地、道路敷として既に利用されている土地のいずれかに該当し、個別基準の要件を満たすものに該当します。周囲への影響については、周囲に農地はありません。調査の結果、地区審査会の意見としましては、現況証明して問題ないと認められるとなりました。

以上、報告します。

議長 次に、番号 6 番から番号 10 番までの 5 案件を、8 番 小野伊八郎 委員にお願いいたします。

8 番委員 朝地の小野伊八郎です。2 月 7 日に行いました朝地地区審査会の審査結果を報告いたします。番号 6 番から 9 番までの 4 案件については、関連がありますので一括して報告します。番号 6 番の案件については、所有者 ●●●●さんの、番号 7 番から 9 番までの 3 案件については、所有者 株式会社●●●● 代表取締役 ●●●●さんの現況証明願いに

ついてであります。申請地は、農地法第5条許可を得て転用を行った土地で、現況は、6番案件が山林、7番案件が進入路、8番案件が資材置場、9番案件が山林となっていますが、当時の許可書がなく地目変更できないため申請したものです。判断基準は、農地法第4条第1項又は第5条第1項に規定する許可を受け、農地転用許可申請書に記載した目的どおりに転用され、非農地化した土地に該当します。周囲への影響については、申請地の周囲に耕作中の農地はなく、周囲への影響は認められません。調査の結果、地区審査会の意見としましては、現況証明して問題ないと認められるとなりました。

次に、番号10番の案件については、所有者 ●●●●さんの非農地証明願いについてであります。申請地は、狭小で勾配のある農地で、耕作に不向きであったため耕作放棄し、今後も耕作再開の見込みはないため申請したものです。判断基準は、遊休農地のうち、「農地法の運用について」第4の(4)に基づき、農地法第2条第1項の「農地」に該当しないと判断されるものに該当します。調査の結果、地区審査会の意見としましては、非農地と判断して問題ないと認められるとなりました。

以上、報告します。

議長

次に、番号11番の1案件を、5番 小野不二夫 委員にお願いいたします。

5番委員

5番の小野不二夫です。2月7日に行いました大野地区審査会の審査結果を報告いたします。番号11番の案件については、所有者 ●●●●さんの現況証明願いについてであります。申請地は、農地法第5条許可を取得せずに転用を行った土地で、現況は店舗となっていますが、建築後20年以上経過しているため申請したものです。判断基準は、既に植林されている土地、建築物等が設置されている土地、道路敷として既に利用されている土地のいずれかに該当し、個別基準の要件を満たすものに該当します。周囲への影響については、周囲に耕作中の農地はなく、周囲への影響は認められません。調査の結果、地区審査会の意見としましては、現況証明して問題ないと認められるとなりました。

以上、報告します。

議長

地区審査会の報告が終わりました。議案第10号の番号1番から番号11番までの11案件について、これより質疑を許可します。

3番委員

3番の後藤です。6番案件について、図面のページ数が多いのですが、図面に田と記載されている農地も含めての現況証明なのでしょうか。

事務局

ただいま ご質問のあった件ですが、確かに1枚にまとめてあった方が分かりやすかったと思います。関連がある農地は、今回現況証明した箇所であります。

3番委員

以前5条許可を取っていない所も、後の案件で申請されているということでしょうか。

事務局

いえ、申請地は5条許可を取得しています。

3番委員

地図の中で地目が田になっている所があるんですが、全体的に見れば全部現況証明の対象になっているということでしょうか。

事務局 今言われているのは、15 ページの隣接地 444-3 などの件ですか。

3 番委員 はい。

事務局 この件については、まだ地目が田でありますので、今回現況証明では挙がっていません。今回、過去に許可を出して、そのとおりに転用されている箇所について現況証明の申請がされたものです。今後、計画の変更という形で、申請が上がってくる予定です。

議長 他に質疑はございませんか。

11 番委員 5 条許可が平成 5 年に出ていますが、許可さえ出せば地目変更はしなくてもいいのでしょうか。今、現状が 5 条許可を取得しておきながら田であることを非農地証明して欲しいというのは、許可を取得してから何もしていなかったということで、それはおかしいと思います。

事務局 当時、平成 5 年から 11 年にかけて、大分県が許可を出しています。今回の申請分は、許可どおりに転用されていますが、地目変更登記をしていませんでした。当時の許可書を紛失しており手続きができないため、今回現況証明の申請がされました。

11 番委員 転用の許可申請どおりに転用されていれば、地目変更は必要ないということですか。

事務局 本来であれば、転用許可が出て、事業が完了した段階で、転用事業者が法務局で地目変更を行います。それを怠っていたということです。所有権の移転のみしています。

11 番委員 5 条申請で、所有権の移転だけしているんですね。それなら、田を山林にしているのは違法ですね。

事務局 今までの話を整理させていただきますと、まず、田から資材置場と道路と山林に転用することの許可はきちんと取っています。その後、許可どおりに転用を済ませて、所有権移転をしています。地目変更登記をしていませんでした。通常は、2 段階で、所有権の移転と、転用が済んだ後に地目の変更を行います。地目の変更を怠っていたということです。今回、整理をするために申請が出たんですが、当時は大分県が許可を出しているので、豊後大野市で許可書は出せません。ですので、現況が許可どおりに転用されているという現況証明の案件になります。

11 番委員 それなら、今まで田として固定資産税を払ってきたということですね。

事務局 課税地目がどうなってて、税金がどうなっているかは調べてみないと分かりません。

11 番委員 そこは農業委員会には関係がないので必要ありません。ただ、許可を出しているのに、許可のとおりになっているのではあるのですが、地目変更の手続きをしていないので現況証明をして欲しいという問題が出て来ている訳で、完了報告と一緒に登記をするべきだと思います。

事務局 現在は、転用許可をして3か月後、そして1年後もしくは完了時に報告書を提出して頂きます。その時に地目変更等をお願いしていますが、当時の状況が分からないので、そのままになっていたのではないかと考えます。

11 番委員 今はそういう指導をしているということですね。

事務局 はい。

11 番委員 わかりました。

議長 他に質疑はございませんか。

委員 [ありません]の声多数

議長 無いようですので、質疑を打ち切ります。審査基準は、議案第10号の番号1番から番号11番までの11案件につきまして、「発行基準に該当する」との報告であります。

これより採決します。議案第10号の番号1番から番号11番までの11案件について、原案のとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局 挙手全員です。

議長 挙手全員により、「議案第10号 現況証明（非農地証明）について」の番号1番から番号11番までの11案件については、原案のとおり証明することに決定されました。

議長 次に、「議案第11号 空き家に付随した農地の指定について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局 それでは説明します、事前に配布しています議案書の6ページをご覧ください。
「議案第11号 空き家に付随した農地の指定について」
（議案書のとおり、番号1番の1案件について朗読）

議長 事務局の説明が終わりました。ここで、番号1番の1案件について、地区審査会の報告を求めます。番号1番の1案件を5番 小野不二夫 委員にお願いいたします。

5 番委員 5番の小野不二夫です。それでは報告致します。番号1番の案件については、申請者 ●●●●さんの、空き家に付随した農地の指定についてであります。申請者は、自身が所有する空き家について、令和2年6月19日に、空き家バンク物件台帳への登録を完了しています。今回、併せて、空き家に付随した農地の指定を受けたいと思い、申請を行ったものです。決定基準から見た審査結果についてですが、現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地で、その周辺の地域における農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないと認められます。地区審査会の意見としましては、決定基準に該当し、問題ないと認められるとなりました。

以上、報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第 11 号の番号 1 番の 1 案件について、これより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声多数

議長 無いようですので、質疑を打ち切ります。審査報告は、議案第 11 号の番号 1 番の 1 案件につきまして、「決定基準に該当する」との報告であります。これより採決します。議案第 11 号の番号 1 番の 1 案件について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局 挙手全員です。

議長 挙手全員により、「議案第 11 号 空き家に付随した農地の指定について」の番号 1 番の 1 案件については、原案のとおり決定されました。

議長 これをもちまして、令和 4 年第 2 回豊後大野市農業委員会定例総会を終わります。長時間の慎重審議、誠にありがとうございました。
(とき、午後 3 時 24 分)

議事録署名委員 1 番委員 五代 忠佑

〃 3 番委員 後藤 綾子